

甲府・峡東 地 域
循環型社会形成推進地域計画（変更）
【第1次】

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

甲府市

笛吹市

山梨市

甲州市

平成19年3月9日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
3	施策の内容	10
4	計画のフォローアップと事後評価	24
	様式 1～3	25
	参考資料様式 1、2、5、6	30
	添付資料 1～5	36

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

◇ 構成市町村名	甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市
◇ 面積	968.21 km ²
	(内訳) 212.41 km ² (甲府市)
	201.92 km ² (笛吹市)
	289.87 km ² (山梨市)
	264.01 km ² (甲州市)
◇ 人口	348,437 人 (平成 18 年 3 月 31 日現在)
	(内訳) 199,361 人 (甲府市)
	72,777 人 (笛吹市)
	39,167 人 (山梨市)
	37,132 人 (甲州市)

また、生活排水処理に関わる対象地域を以下とします。

◇ 構成市町村名	甲府市、山梨市
◇ 面積	502.28 km ²
	(内訳) 212.41 km ² (甲府市)
	289.87 km ² (山梨市)
◇ 人口	238,528 人 (平成 18 年 3 月 31 日現在)
	(内訳) 199,361 人 (甲府市)
	39,167 人 (山梨市)



図 1 対象地域図

参考として、添付資料 1 (P36) に関係施設の位置図を添付します。

(2) 計画期間

本計画は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。なお、平成 24 年度以降も引続き施設整備事業を行うため、本計画を「第 1 次計画」とします。また、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間として「第 2 次計画」を策定することを予定しています。

目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

対象地域は、甲府盆地の中央部からやや東寄りにかけて位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地より豊かに流出する水系に恵まれた地域です。面積は、968.21km²で山梨県全域の約 22%を占めています。最北の山岳地域には、金峰山、国師ヶ岳等 2,000m を超える秩父山系の峰々が東西に連なり、東には大菩薩嶺、南には、王岳、釈迦ヶ岳があります。また、主な河川として甲府盆地を流れる荒川、重川、日川、笛吹川と南部の御坂山系を流れる芦川があります。県都甲府を中心とする市街地と、東南に日本一の生産量を誇る桃・葡萄を中心とする果樹地帯を有する、都市と自然がバランス良く共存する地域であり、本地域では、これらの豊かな自然や清流と共生する循環型社会の形成を目指します。

家庭系廃棄物について、近年特に可燃ごみの排出量が高い位置で横ばい傾向にあることから、生ごみの資源化等、発生抑制や再利用、資源化を一層推進し、循環型社会にふさわしい 3R・処理システムの構築を図ります。

事業系廃棄物については、排出量が各市によりゆるやかな増加、若しくは横ばい傾向にあります。また、現在のところ事業系の受入範囲は、各市によって違いますが、新施設の整備に合わせ一括した処理体制を構築していきます。よって将来、広域で整備する施設で処理をするごみ処理量は増加すると考えられ、今後は状況に合わせた積極的な発生抑制・再生利用を推進していきます。

一方、ごみ処理の施設状況としては、現在本地域内には、4 つの焼却施設、2 つのリサイクルセンターがあり、民間処理施設も活用しながら、ごみの適正処理を行っています。しかし、各市が現有する施設は稼働後、長い年月が経過しており、今後老朽化が進むと考えられます。また、本地域を構成する各市はいずれも近年、市町村合併を経験しています。そのため依然として、旧市町村単位でのごみ処理形態が残っており、広域化を見据えたより効率的な処理体制に移行していく必要性が生じています。従って本地域では、新たな処理施設を整備し、一元化処理することを目指していきます。

生活排水に関する現状として、これまでの甲府市及び山梨市の河川水質調査においては、比較的良好な結果が得られていますが、単独処理浄化槽及び生活雑排水による汚濁負荷を更に削減する必要があります。そのため、下水道等の整備対象区域外につ

いては、合併処理浄化槽の整備を進めます。

(4) 広域化の検討状況

山梨県は、平成 11 年 3 月に「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみの排出抑制、リサイクルの推進、ダイオキシン類の削減のため、山梨県内を A、B、C の 3 ブロックに分け、ごみの広域的処理を推進することとしました。

甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の 4 市は、この計画において C ブロックに指定され、共同処理を行うこととされました。そこで 4 市は、共同処理及び新ごみ処理施設建設についての協議を重ねてきました。その結果、一元化処理することにより資源の再利用、熱回収等についての効率化が推進されること、管理を集中化することで高度処理が可能となり環境負荷の低減が図られること、またスケールメリットにより施設建設及び運営コストの効率化が図られること等を主な理由として、4 市で共同処理を行うとの結論に達しました。また、一部事務組合により建設・運営管理を行うこととしました。

具体的には、平成 27 年度の稼働を目指し、エネルギー回収推進施設（熱回収施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）を新設し、共同処理を図ります。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 17 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりです。

総排出量は、集団回収も含め、148,981 トンであり、再生利用される総資源化量は 28,443 トン、リサイクル率は 19.1%となっています。

中間処理による減量化量は 102,663 トンであり、集団回収を除いた排出量の 74.0% が減量化されています。また、集団回収を除いた排出量の 12.9% に当たる 17,875 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち焼却処理は 117,851 トンです。甲府市環境センター焼却工場では、ごみの燃焼熱を利用して、蒸気による発電が行われています。また、余熱を利用して温水を発生させており、余熱利用施設（温水プール、浴室）への温水供給が行われています。山梨市環境センター、東山梨環境衛生センターでは、余熱を利用した施設内での温水利用が行われています。

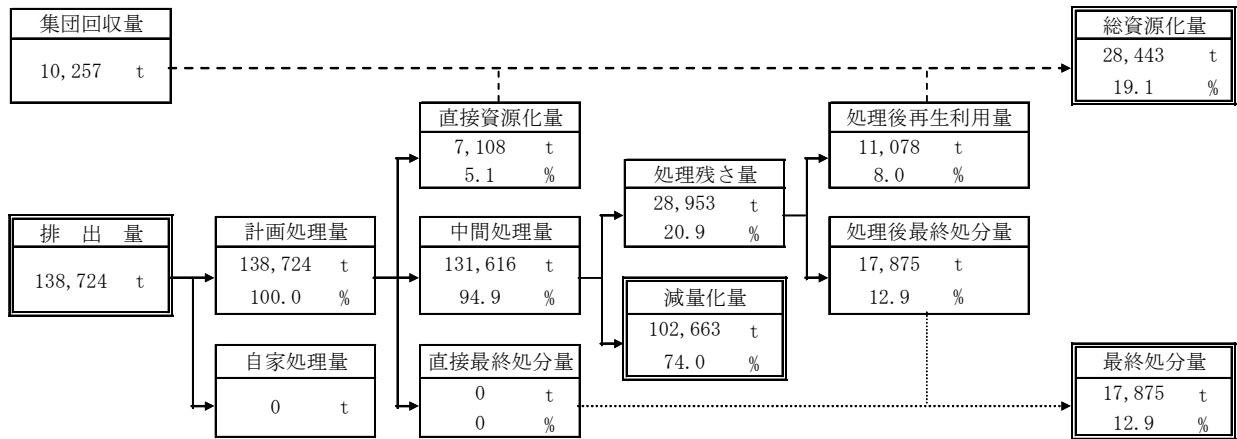


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 17 年度）

(2) 生活排水処理の現状

ア. 甲府市

平成 17 年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥の排出は図 3 のとおりです。生活排水処理対象人口は、全体で 199,361 人であり、水洗化人口は 184,095 人、汚水衛生処理率（＝（下水道＋農業集落排水施設＋合併処理浄化槽の各人口）／（住基人口＋外国人人口））は 92.3%です。し尿発生量は 1,309kL/年、浄化槽汚泥発生量は、5,604kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 6,913kL/年です。

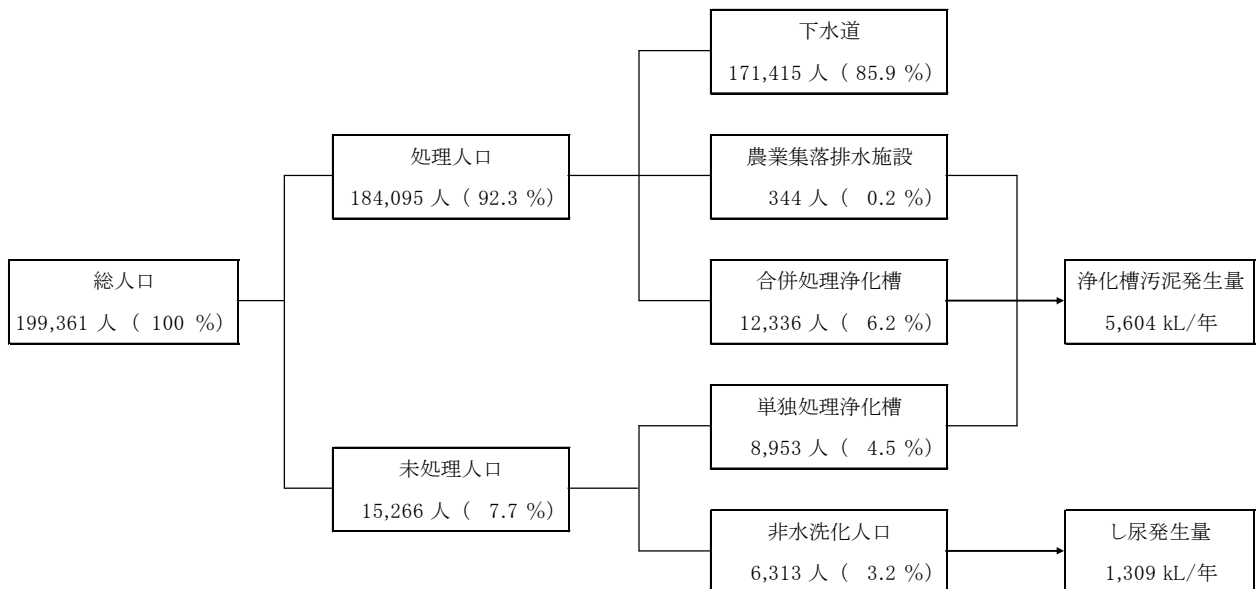


図 3 生活排水処理の処理状況フロー（平成 17 年度）（甲府市）

イ. 山梨市

平成 17 年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥の排出は図 4 のとおりです。生活排水処理対象人口は、全体で 39,167 人であり、水洗化人口は 16,963 人、汚水衛生処理率（＝（下水道＋合併処理浄化槽の各人口）／（住基人口＋外国人人口））は 43.3％です。し尿発生量は 1,487kL/年、浄化槽汚泥発生量は、9,058kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 10,545kL/年です。

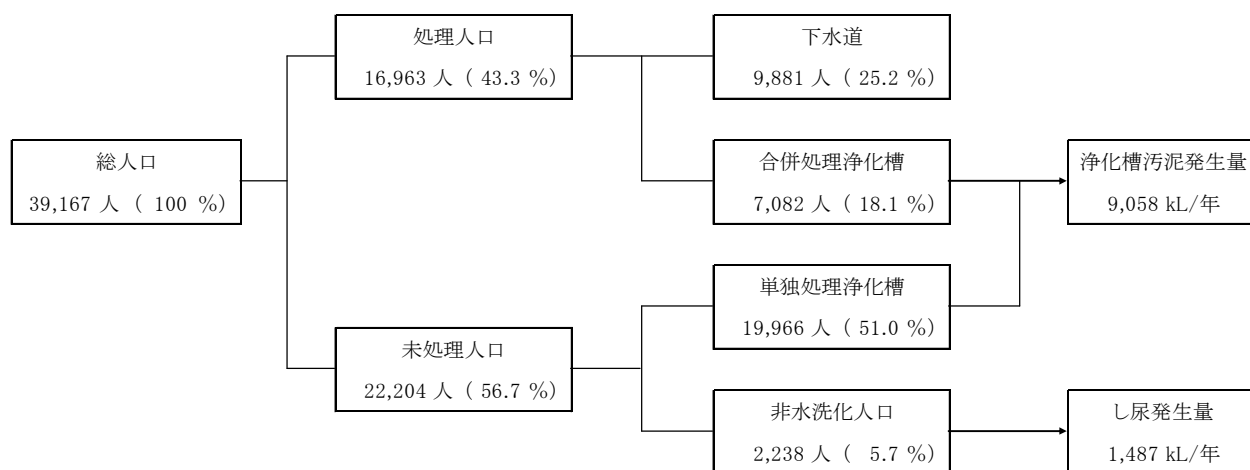


図 4 生活排水処理の処理状況フロー（平成 17 年度）（山梨市）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組みます。平成24年度の目標達成時の一般廃棄物の排出、処理状況は図5のようになります。

参考として、添付資料2(P37～)に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) (平成17年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成24年度)
排出量	事業系総排出量	43,823 トン	40,967 トン (-6.5 %)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.1 トン/事業所	2.0 トン/事業所 (-4.8 %)
	家庭系総排出量	94,901 トン	86,907 トン (-8.4 %)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	236 kg/人	208 kg/人 (-11.9 %)
合計排出量合計		138,724 トン	127,874 トン (-7.8 %)
再生利用量	直接資源化量	7,108 トン (5.1 %)	9,406 トン (7.4 %)
	総資源化量	28,443 トン (19.1 %)	31,811 トン (23.0 %)
	熱回収量(年間の発電電力量)	16,708 MWh	15,169 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	102,663 トン (74.0 %)	90,650 トン (70.9 %)
最終処分量	埋立最終処分量	17,875 トン (12.9 %)	15,891 トン (12.4 %)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/(事業所数)

なお事業所数は、平成16年度までの「事業所・企業統計調査(総務省)」より平成17年度の事業所数(19,412事業所)を推定し、平成24年度については平成17年度と同数とした。

※3 (1人当たりの排出量)={(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)}/(人口)

《指標の定義》

排出量:事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量:エネルギー回収推進施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

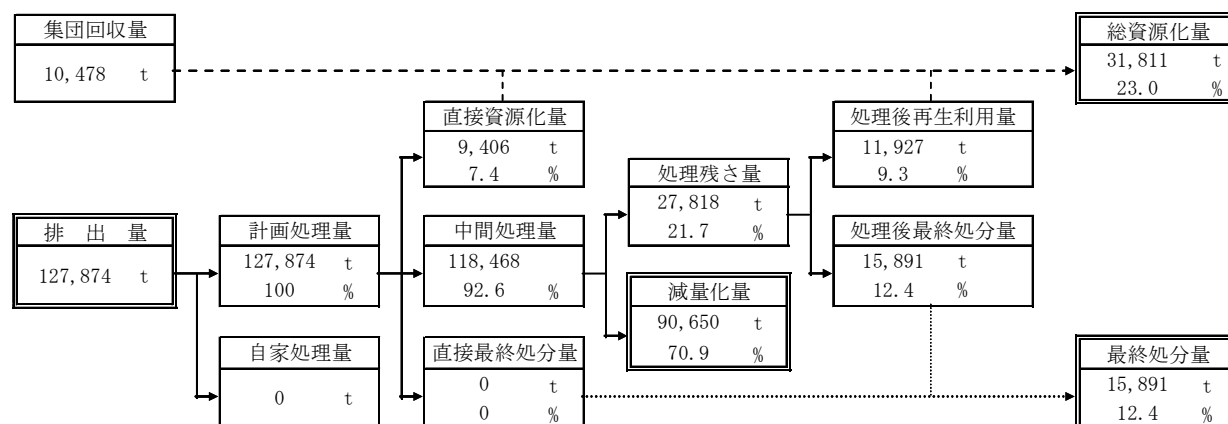


図5 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成24年度)

(4) 生活排水処理の目標

ア. 甲府市

甲府市は、表 2 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。平成 24 年度の目標達成時の生活排水処理状況は図 6 のとおりです。

参考として添付資料 3 の図 1 (P42) に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標（甲府市）

区分		年度	平成17年度実績	平成24年度目標
処理形態別人口	下水道		171,415 人	186,107 人
	農業集落排水施設等		344 人	351 人
	合併処理浄化槽等		12,336 人	5,581 人
	未処理人口		15,266 人	2,610 人
	合計		199,361 人	194,649 人
汚泥の量・し尿の量	汲取し尿		1,309 kL/年	183 kL/年
	浄化槽汚泥量*		5,604 kL/年	3,066 kL/年
	合計		6,913 kL/年	3,249 kL/年

※農業集落排水施設汚泥を含む。

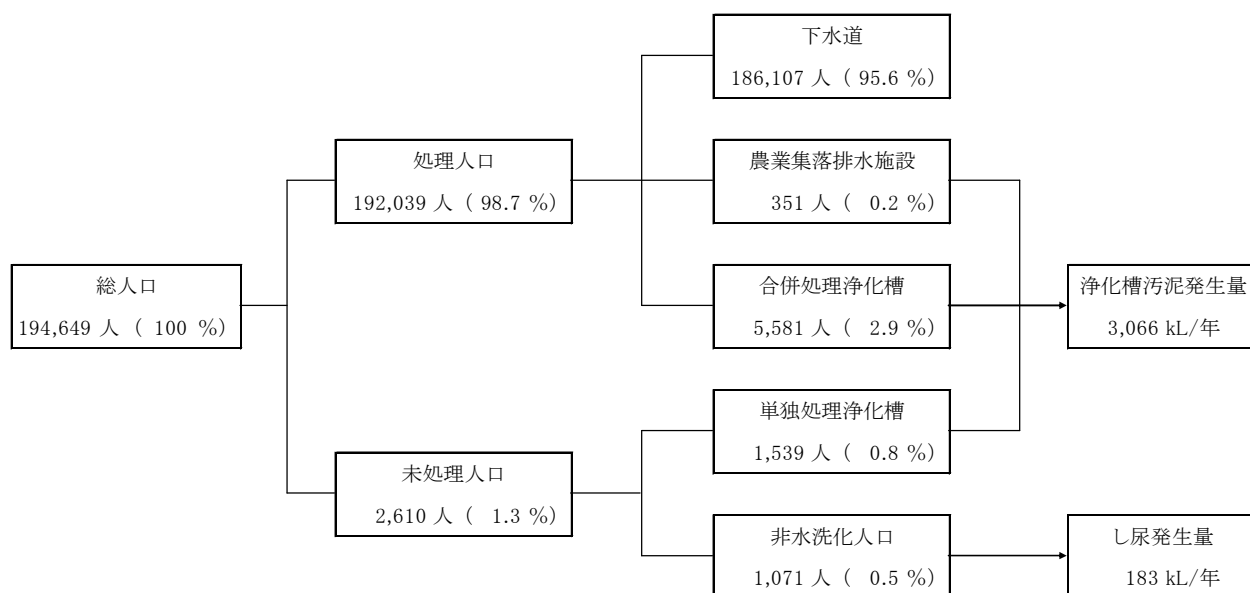


図 6 生活排水処理の処理状況フロー（平成 24 年度）（甲府市）

イ. 山梨市

山梨市は、表 3 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。平成 24 年度の目標達成時の生活排水処理状況は図 7 のとおりです。

参考として添付資料 3 の図 2 (P43) に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表 3 生活排水処理に関する現状と目標 (山梨市)

区分		年度	平成17年度実績	平成24年度目標
		処理形態別人口	下水道	9,881 人
	合併処理浄化槽等	7,082 人	5,598 人	
	未処理人口	22,204 人	17,297 人	
	合計	39,167 人	37,226 人	
し尿・汚泥の量	汲取し尿	1,487 kL/年	876 kL/年	
	浄化槽汚泥量	9,058 kL/年	7,118 kL/年	
	合計	10,545 kL/年	7,994 kL/年	

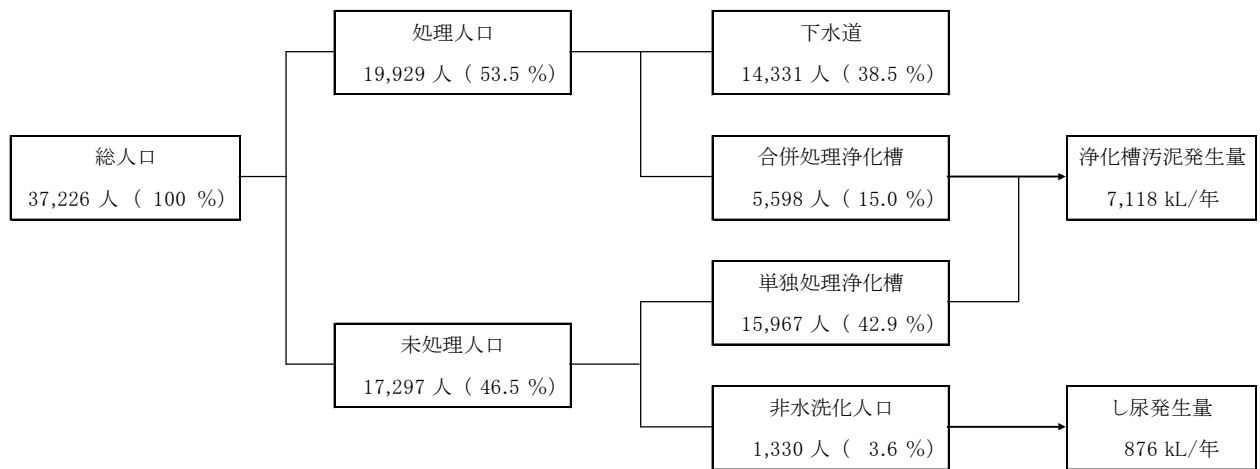


図 7 生活排水処理の処理状況フロー (平成 24 年度) (山梨市)

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化及び指定ごみ袋制度導入の検討

山梨市の旧山梨市にあたる地区では、平成 19 年 1 月より、有料指定ごみ袋制度（可燃ごみ袋（15 円/1 枚/45L）・不燃ごみ袋（15 円/1 枚/30L））による有料化を実施しています。

また、甲州市、山梨市（旧牧丘町地区、旧三富村地区）、笛吹市の旧春日居町地区では、指定ごみ袋制度によるごみの分別促進、減量化を図っています。甲府市、笛吹市の旧春日居町地区以外の地域は今のところ未実施ですが、今後は全地域において、審議会、研究会を活用しながら、有料化も含め、指定ごみ袋制度の導入を検討していきます。検討においては、排出抑制効果と費用負担の公平性を重要視します。

既に有料化を実施している山梨市については、排出抑制効果を検証していくと共に、市民から多く要望が出されている「容量の少ない有料指定ごみ袋」を製作する等、市民の取組み状況を勘案しながら、更なる減量化を目指していきます。

なお、甲州市では、指定ごみ袋の導入以降、地域の廃棄物減量化等推進委員と職員が協働体制を組み、分別の徹底を図るために全てのごみ収集所で、出勤前に分別指導を行っています。このような地域に根ざした減量活動を、今後も継続していきます。

イ 環境教育、普及啓発、助成の推進

①ごみ問題や環境に関するパンフレット等の作成、出前講座を開催することで、小学生や一般住民に対する環境教育を実施します。

甲府市では、平成 16 年度より専従職員 2 名による「ごみ減らし隊」を編成し、小・中・高・大学生、女性団体、自治会等、広く各層に対して、「ごみへらしま専科」と題したごみ減量等環境教育に関する講座を開催しています。対象者は、開始年度は 62 団体、2,553 人でしたが、平成 18 年度は 1 月現在で、98 団体、5,911 人と著しく増加しています。また、市民団体等への地球温暖化等環境問題に関する説明会や、保育園を対象とした環境に関する人形劇を県立大学の協力を得ながら開催しています。

笛吹市では、平成 16 年度に 4 校、平成 17 年度に 6 校、平成 18 年度に 4 校の児童・生徒を対象に、移動環境教室及び環境にやさしい学校づくり事業を展開しています。これらの活動は、環境に関して学習する機会を提供し、次世代を担う子供たちの環境の保全への意識を育成することを目的としています。今後は、実施校数及び自治会等実施機会を拡大していく予定です。

山梨市では、平成 18 年度から出前講座を開設し、ごみを出さない暮らし方や廃棄物処理の現状などについて、区・自治会、小中学校などの要望により職員が出向き説明を行なっています。今年度は、旧三富村地区全域にリサイクルステーションを設置したため、延べ 23 回、801 人を対象に、説明会を兼ねた講座を開きました。

加えて、総合学習の一環として各小学校・中学生を対象に施設見学やごみの出し方やリサイクルについて講座を行なっています。

甲州市では、平成 17 年度に、旧勝沼町地区、旧大和村地区へのリサイクルステーション設置に合わせ、ごみ減量や分別排出について、約 70 回の説明会を開催しました。また、地域の廃棄物減量化等推進委員と職員による各地 650 ステーションでのごみ排出指導を行っています。

上記以外の活動の他にも、甲府市、笛吹市及び山梨市では、キッズ ISO 等の認定制度を設けており、今後は甲州市についても導入を検討していきます。また、ごみを減量化、分別することの重要性を住民や事業者理解してもらうために、広報等による啓発活動を推進するとともに、ごみの減量や環境保全等を目的としたボランティア（NPO 等含む）やリサイクル推進員の活動支援等を行います。

- ②ごみの減量化や資源化を総合的に審議し、実施していく機関として「廃棄物減量等推進審議会」があります。今後も、この審議会を活用しながら、市民・行政・事業者の三者協働にて、ごみの減量化を進めていきます。
- ③本地域は、4 市ともに生ごみ堆肥化容器等の購入等に対して補助を行っており、排出抑制効果も十分発揮されています。また、甲府市は生ごみ発酵促進剤の無料配布を実施しています。笛吹市は平成 17 年度より「生ごみ減量検討委員会」を設置し、生ごみを始めとする一般家庭より排出される廃棄物等の更なる減量のための学習会を開催しています。今後もこれらの施策の普及に努め、家庭系生ごみの排出抑制を更に推進していきます。
- ④現在、地域内では、レジ袋の削減やリサイクルへの理解を促す「マイバック運動」に取り組んでいます。特に甲府市や山梨市では、マイバックや啓発パンフレットを配布する等、具体的活動を展開しています。今後は笛吹市や、甲州市においてもより具体的な運動を拡大し、積極的に展開していきます。
- ⑤本地域では、再利用品の有効利用や情報提供を目的としたリサイクルフェアを開催しています。具体的には、粗大ごみの家具や放置自転車等を修理し、展示を行うことで、家庭で不用になった日用品や家具を、必要としている人に販売しています。一例として、甲府市では、「リサイクルフェア」（年 1 回）及び「なでしこフェア」（年 2 回）を開催し、再生自転車、再生家具を市民に廉価で提供しています。また、リサイクルフェアでは、同時にフリーマーケット、おもちゃの交換会の開催もしています。

今後も本地域では、不用品となったものを有用品へ変える再利用の促進を図ります。なお、不用品の情報交換については、不用品活用情報センターを活用していきます。不用品活用情報センターでは、市民が家庭で不用となった物品等、再利用できるものを登録すると、その不用品情報が広報や公民館、福祉センター等に掲示される仕組みとなっています。センターの活用を通じて地域内での物資の効率的利用と市民の資源節約意識の向上が図られることを期待しています。

⑥各市の現有施設は、小学生、自治会等市民各層の見学を広く受入れ、ごみ処理の実状と環境問題について説明を行い、環境教育に努めています。特に甲府市環境センターでは、ごみ問題や環境に関することを楽しく学べる場として環境総合教育施設であるリサイクルプラザを整備し、環境に関する展示コーナー、環境セミナー室、環境関連図書コーナー等を設け、市民に環境に関する情報発信、教育の場の提供を行っています。また、「なでしこ工房」というコーナーでは、自転車の修理指導を市民に行う等、再使用に関する啓発も行っています。

今後、新たに整備するリサイクルセンターにおいても、環境教育や環境活動の拠点としての機能を重視し、地域全体での活用を図ります。また、リサイクル品の修理体験や販売、工場棟見学等を通してごみ減量・リサイクルの啓発に努めていきます。

⑦観光地における観光客や旅館、観光施設等に対し、ごみの持ち帰り励行や監視員・指導員の配置等、観光ごみの発生抑制を推進していきます。

ウ 容器包装リサイクルの分別収集の検討

本地域は、缶、びん、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装等を分別収集しており、容器包装リサイクルを推進しています。なお、甲府市のその他のプラスチック製容器包装については、現在、分別収集を行っていませんが、分別収集の実施について検討していきます。

容器包装以外のミックスペーパーについても資源化を継続していきます。ミックスペーパーは、市によっては、分別収集を開始して間もないことから、収集量が少なく、分別普及が課題となっています。回収量の少ない地域においては、職員が戸別訪問を行い、市民への周知と理解を求めると共に、今後は事業所も含め、普及拡大を目指します。

また一部地域の分別収集は、依然として、旧市町村での分別区分が継続されています。今後は必要により、新市としての統一化を図ります。具体的には、山梨市の旧三富村・旧牧丘町地区では、その他のプラスチック製容器包装、ミックスペーパー等の分別収集を開始し、旧山梨市地区の分別区分である 5 種類 16 品目に統一します。また、平成 18 年度には旧三富村地区に、平成 19 年度には旧牧丘町地区にリサイクルステーションを設置する等、排出形態の統一化も推進していきます。

エ 廃樹木等のリサイクルの推進

廃樹木のチップ化、廃蛍光管・電池の資源化、廃食油の自主回収、生ごみの分別収集等、各市にて、様々な品目のリサイクルを実施していますが、品目によっては、一部地域に留まっています。

具体的な取組みとして、笛吹市では廃木材のチップ化を推進しています。笛吹市は、全国的にも有名な果樹地帯を有しているため、もも、ぶどう等の剪定枝が多量に発生

し、その処理が大きな問題となっていました。そのため平成 18 年度から農家を対象にチップの共同購入に対し補助金(補助率 1/2、限度額 50 万円)を交付しています。廃木材のチップ化は、甲府市、山梨市でも取り組んでおり、民間施設でチップ化された木材は、堆肥化され、果樹園の堆肥として利用されています。

また、廃食油の BDF 化についても導入が進んでいます。甲府市では、現在、廃食油について市民の自主的回収に委ねていますが、平成 19 年 5 月より民間企業、ボランティア団体と連携し、廃食油の回収を公共施設 9 箇所において拠点回収を実施する予定です。笛吹市では、BDF プラント※(100L/日)を設置し、市内の学校給食等から排出される廃食油を BDF に再生、ごみ収集車、市バス等に使用することにより、CO₂の削減、環境教育の推進に努めています。また、山梨市においても、廃食油の回収をモデル地区で開始しています。

今後は、このような各市の様々な資源化への取組みを、全地域へ拡大をすることを検討していきます。

※BDF プラントとは

Bio Diesel Fuel(バイオディーゼル燃料)プラントの略。廃食油から軽油と同等の燃料を精製する装置・施設です。精製された BDF は、ディーゼルエンジンを有する車両・船舶・農耕機具・発電機等に使用することができます。化石燃料の代替燃料として使用することにより、地球温暖化やエネルギーの海外依存等、様々な問題の解決策の一つとなっています。

オ 直接搬入ごみ処理手数料の見直しの検討

事業系ごみを含めた直接搬入ごみ量のうち、特に可燃ごみがここ数年、高い位置で横ばい傾向にあります。そのため減量化の一方策として、各市では平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、直接搬入ごみ処理手数料の見直しを行い、料金の値上げを実施しました。今後も、事業系ごみの排出状況を検証しながら、必要によっては、ごみ処理手数料の見直しを検討し、減量化を推進します。

カ 生活雑排水対策に関する普及啓発

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図ります。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、水切り袋、ふき取り紙等の排出抑制用品の普及
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用

キ 浄化槽の適正な維持管理の指導

甲府市では、平成 17 年度から立入年間計画に基づき、浄化槽の適正な維持管理について、立入り検査を実施しています。

今後も、家庭等に設置されている浄化槽の維持管理について、啓蒙及び立入り検査を行い、保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を適正に実施するよう指導していきます。

ク 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進

現在使用されている単独処理浄化槽に対し、汚濁負荷の低減を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。従来実施してきた広報での周知に加え、立入り検査の際にも転換の指導を行っていきます。

ケ 乾燥汚泥の農地還元の普及促進

甲府市衛生センターから排出される乾燥汚泥は、普通肥料として農林水産省の登録を受け、過去6年間の平均では、約65%が肥料として有効利用されています。本地域は、多くの果樹農園を有していますが、今後は果樹農家への働きかけを行い、乾燥汚泥の農地還元の更なる普及促進に努めていきます。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法の現状と今後を表4に示します。また、区分された廃棄物の詳細内容及び現有施設の概況を添付資料4(P44～)に示します。新施設稼働開始年度である平成27年度には、4市としての統一分別区分を導入するため、分別区分の呼称や品目の枠組みを多少変更します。

新施設では、エネルギー回収推進施設（熱回収施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）を整備し、地域内での処理の一元化を図ります。処理の一元化にあたっては、行政間での処理体制を構築するとともに、各市の排出・収集方法の見直しの詳細検討を行います。施設から発生するスラグ、その他の再生資源物については有効利用を図っていきます。

また、処理受入をしないタイヤ、バッテリー等の適正処理困難物については、専門処理業者を市民、事業者へ情報提供する等、適正処理に向けた仲介を推進していきます。

表 4 (1) 本地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

【甲府市】

現状(平成17年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	(熱回収)焼却	甲府市環境センター(焼却工場)	72,841
燃えないごみ	不燃ごみ	選別 甲府市環境センター(破碎工場)	9,363
	粗大ごみ		
	ふとん・ジュタン類	(熱回収)焼却 甲府市環境センター(焼却工場)	燃えるごみに含む
資源物	紙類	リサイクル 甲府市環境センター(破碎工場)、民間施設	7,202
	紙パック		
	衣類		
	金物類		
	びん類		
	ペットボトル		
	食品用トレイ		
	有害再生物		
ミックスペーパー			
集団回収	資源物8品目と同様の種類	民間施設	9,396

今後(平成24年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	(熱回収)焼却 発電及び余熱利用	甲府市環境センター(焼却工場)	(回収金属)売却、(焼却灰)埋立処理	65,455	
燃えないごみ	選別 破碎選別	甲府市環境センター(破碎工場)	(金属類)売却、(可燃性残さ)甲府市環境センター(焼却工場)、(不燃性残さ)埋立処理	8,759	
			粗大ごみ		
	ふとん・ジュタン類	(熱回収)焼却 発電及び余熱利用 甲府市環境センター(焼却工場)	(焼却灰)埋立処理	燃えるごみに含む	
資源物	リサイクル 選別、圧縮、保管	甲府市環境センター(破碎工場)、民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)甲府市環境センター(破碎工場)破碎ライン	9,308	
					紙類
					紙パック
					衣類
					金物類
					びん類
					ペットボトル
					食品用トレイ
有害再生物					
ミックスペーパー					
集団回収	資源物8品目と同様の種類	民間施設		9,507	

※資源物のうち金物類(缶類以外のもの)は環境センター破碎工場を経由せず、売却・資源化委託されている。

表 4(2) 本地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

【笛吹市】

現状(平成17年度)				今後(平成24年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	
						一次処理	二次処理		
可燃ごみ	(熱回収)焼却	甲府市環境センター(焼却工場)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)	19,020	可燃ごみ	(熱回収)焼却 焼却及び余熱利用	甲府市環境センター(焼却工場)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)	(回収金属)売却、(焼却灰)埋立処理	15,815	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	選別	1,170	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	選別	破碎選別、再資源化	(金属類)売却、(可燃性残さ)甲府市環境センター(焼却工場)及び東山梨環境衛生センター、(不燃性残さ)埋立処理	1,729
	不燃性粗大ごみ								
	混合性粗大ごみ								
	樹木								
ミックスペーパー	リサイクル	甲府市環境センター(破碎工場)、青木が原ごみ処理組合大和田清掃センター(破碎施設)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)、民間施設	3,815	ミックスペーパー	リサイクル	選別、圧縮、保管、再資源化	甲府市環境センター(破碎工場)、青木が原ごみ処理組合大和田清掃センター(破碎施設)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)、民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)甲府市環境センター(破碎工場)破碎ライン及び民間施設	4,352
その他プラスチック(プラスチック製容器・包装類)									
資源物				紙類					
				衣類・布類					
				ペットボトル					
	空きビン								
空き缶									
有害ごみ	専門処理			有害ごみ	専門処理		民間施設		
有料ごみ				有料ごみ					

表 4(3) 本地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

【山梨市】

現状(平成17年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)		
				可燃ごみ	(熱回収)焼却
不燃ごみ	選別	山梨市環境センター(焼却施設)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)、民間施設	889	カン・金物類	
				ビン・セトモノ・ガラス類	
				電池	
持込	選別	民間施設	224	不燃性粗大ごみ	
				廃樹木	
資源物 (対象地区: 旧山梨市地区)	リサイクル	民間施設	1,973	可燃性粗大ごみ	
				紙類	
				その他の紙	
				カン類	
				ビン類	
資源物 (対象地区: 旧牧丘町地区、 旧三富村地区)	リサイクル	民間施設	1,973	プラスチック類	
				布類	
				紙類	
				その他の紙	
				アルミ缶	
				スチール缶	
資源物 (対象地区: 旧三富村地区)	リサイクル	民間施設	1,973	ビン類	
				ペットボトル	
				古着	
集団回収			344		

今後(平成24年度)						
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)		
		一次処理	二次処理			
可燃ごみ	(熱回収)焼却 焼却及び余熱利用	山梨市環境センター(焼却施設)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)	(焼却灰)埋立処理	8,433		
不燃ごみ	選別 破砕選別、再資源化	山梨市環境センター(焼却施設)、東山梨環境衛生センター(焼却施設)、民間施設	(金属類)売却、(不燃性残さ)埋立処理	656	カン・金物類	
					ビン・セトモノ・ガラス類	
					電池	
持込	選別	民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)民間施設	166	不燃性粗大ごみ	
					廃樹木	
資源物	リサイクル 選別、圧縮、保管、再資源化	民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)民間施設	2,293	可燃性粗大ごみ	
					紙類	
					その他の紙	
					カン類	
					ビン類	
資源物	リサイクル	民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)民間施設	2,293	プラスチック類	
					布類	
集団回収				461		

表 4(4) 本地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

【甲州市】

現状(平成17年度)				今後(平成24年度)						
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	
								一次処理	二次処理	
燃えるごみ	可燃ごみ	熱回収 焼却	東山梨環境衛生センター(焼却施設)、大月・都留広域事務組合(焼却施設)、民間施設	8,545	燃えるごみ	熱回収 焼却	焼却及び余熱利用	東山梨環境衛生センター(焼却施設)、甲府市環境センター(焼却工場)、民間施設	(焼却灰)埋立処理	7,633
	可燃性粗大ごみ									
燃えないごみ	不燃ごみ	選別	民間施設	1,064	燃えないごみ	選別	破碎選別、再資源化	民間施設	(金属類)売却、(不燃性残さ)埋立処理	988
	不燃性粗大ごみ									
資源物 (対象地区:旧塩山市地区)	紙類	リサイクル	民間施設	1,824	資源物 (対象地区:旧塩山市地区)	リサイクル	選別、圧縮、保管、再資源化	民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)民間施設	2,287
	ミックス紙									
	缶類									
	ビン類									
	ペットボトル									
	その他プラスチック									
布類										
資源物 (対象地区:旧勝沼町・旧大和村地区)	紙類									
	ミックス紙									
	缶類									
	ビン類									
	ペットボトル									
布類										
	新聞	517	民間施設	資源物 (対象地区:旧勝沼町・旧大和村地区)	新聞	リサイクル	選別、圧縮、保管、再資源化	民間施設	(有価物)売却、(有価物以外の資源物)民間施設、(資源化不適物)民間施設	511
	雑誌等									
	段ボール									
牛乳パック										
集団回収 (対象地区:旧塩山市地区)	新聞									
	雑誌等									
	段ボール									
	牛乳パック									
	折込広告等									
集団回収 (対象地区:旧勝沼町・旧大和村地区)	新聞									
	雑誌等									
	段ボール									
	牛乳パック									
	折込広告等									

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本地域の事業系可燃ごみは、各市ごみ処理施設及び民間施設にて処理が行われています。一方、事業系不燃ごみ・資源ごみについては、各市によって受入範囲に違いがあります。今後は、平成 27 年度の新施設稼働に合わせ、一括した処理体制を構築します。

甲府市環境センターの可燃ごみピット中の組成を例として見ると、紙・衣類が約 4 割を占めており、この中にはオフィスペーパー等の事業系紙類も多く含まれると思われます。よって、今後は商工会議所を通じたオフィスペーパーのリサイクルネットワークの活用を図り、可燃ごみの減量化を推進します。

一方、生ごみの組成は約 2 割を占めており、こちらも減量化の余地があります。本地域は豊かな観光資源に恵まれた地域であり、多くの飲食店や宿泊所が営まれています。これらの事業所から排出される生ごみの一部は、各市のごみ処理施設等で焼却処理されています。今後は事業系生ごみの減量化を目指し、観光協会等の協力も得ながら、飲食業や宿泊所に生ごみの水切り、食材の有効利用等を啓発していきます。

事業系ごみ全体の減量化については、多量排出事業者を把握し「廃棄物減量計画」の策定を指導していくとともに、分別区分、資源化方法等について、指導や情報提供を図ります。現状、事業者及び適正な処理を行っていない事業者に対しては、市の指導班が立入り検査を行い、処理状況の確認、指導を行っています。また、これに従わない場合には、廃棄物の受入れを拒否することとしています。

事業所自体のごみ減量、また事業者から消費者へのごみ減量化の働きかけを実現する一つの方策としては、「甲府市デパート・大型スーパーごみ減量対策協議会」での取組みが挙げられます。協議会では、各種包装の実態についての調査研究、情報収集と交換、関係方面への要望活動等が行われており、このような事業者・市民・行政の三者協働の取組みを今後も継続していきます。

なお、新施設の稼働年次である平成 27 年度には、受入範囲の拡大により事業系ごみ処理量は、増加すると予想されます。よって、減量化及び分別の徹底の指導等をなお一層推進していきます。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は行われていませんが、今後は状況に応じて適宜対応を検討します。

エ 生活排水処理体制の現状と今後

現在、甲府市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、甲府市衛生センターで一元処理を行っています。甲府市衛生センターから排出される汚泥については、乾燥させ、過半数を農地還元し、残りは甲府市環境センター焼却工場にて焼却処理を行っています。焼却灰については、甲府市焼却灰処分場にて埋立処分を行っています。

一方、山梨市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、山梨市環境センターし尿処理場で一元処理しています。山梨市環境センターし尿処理場から排出される汚泥は、焼却処理しています。

生活排水の処理については上記の処理体制を引続き行っていくとともに、下水道や農業集落排水施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

【一般廃棄物等の処理について】

- ◇住民及び事業者に対し、減量化・分別の徹底等についての様々な施策を推進していきます。
- ◇平成 27 年度にエネルギー回収推進施設（熱回収施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）を整備し、地域内での処理の一元化を図ります。
- ◇新施設での共同処理に対し、各市の排出・収集方法等の見直しを検討していきます。
- ◇施設から発生するスラグ、その他の再生資源物の有効利用を図っていきます。

【生活排水処理について】

- ◇生活排水対策に関する普及啓発を推進します。
- ◇単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ◇引続き乾燥汚泥の農地還元を行うとともに、更なる普及に努めていきます。
- ◇下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表 5 のとおり、必要な処理施設の整備を行います。

表 5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）	マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）整備事業	約140 t / d	笛吹市	H22年度～H26年度
2	エネルギー回収推進施設（熱回収施設）	エネルギー回収推進施設（熱回収施設）整備事業	約420 t / d	笛吹市	H23年度～H26年度

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化、処理の集約、有効利用の促進

事業番号 2 既存施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収、有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

① 甲府市

合併処理浄化槽の整備については、表 6 のとおり行います。

表 6 合併処理浄化槽への移行計画（甲府市）

整備施設種類	直近の整備済基数（基） （平成17年度）	整備計画基数 （基）	整備計画人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	224	250	610	H19年度～H23年度
合計	224	250	610	

② 山梨市

合併処理浄化槽の整備については、表 7 のとおり行います。

表 7 合併処理浄化槽への移行計画（山梨市）

整備施設種類	直近の整備済基数（基） （平成17年度）	整備計画基数 （基）	整備計画人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	1,226	97	311	H19年度～H23年度
合計	1,226	97	311	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表8のとおり計画支援等を行います。

表8 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）事業（事業番号1）に係る環境影響評価事業	環境影響評価	H19年度～H21年度
	マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）事業（事業番号1）に係る基本設計等調査事業	測量・地質調査、基本設計等	H19年度～H22年度
32	エネルギー回収施設（熱回収施設）事業（事業番号2）に係る環境影響評価事業	環境影響評価	H19年度～H21年度
	エネルギー回収施設（熱回収施設）事業（事業番号2）に係る基本設計等調査事業	測量・地質調査、基本設計等	H19年度～H22年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 再生利用品の需要拡大事業

溶融処理施設整備後、同施設で発生するスラグについては、有効利用を目指し、公共事業を含めて圏域内外の建築・土木資材等として使用するよう、住民及び事業者の理解と協力を求めます。

なお、発生量は概ね8,500 t /年となります。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

各市では、廃家電の適正な処理について、広報や出前講座にて市民に対して周知を図っていますが、依然として、集積所に排出する市民も存在します。その場合には、収集せずに2週間、適正な排出を促す貼紙をして、持ち帰りを促しています。

今後も、廃家電の適正なリサイクルに向けて、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行います。

ウ 不法投棄対策

甲府市では、不法投棄を防止するため、市職員、環境監視員、リサイクル推進員、中北地域廃棄物対策連絡協議会（県・市町村・警察・廃棄物協会）などでパトロールや監視を行うとともに、不法投棄禁止看板や監視装置（3台）を設置しています。市職員は、4名が週3回、また連絡協議会では、年54回、甲府市の河川、山間部等の民家の少ない地区を中心にパトロールを行っています。

笛吹市では、平日の午前8時30分から正午までの間、青色防犯パトロールカー2台による不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄の防止及び早期発見による不法投棄の拡大の防止に努めています。また、平成19年度には、不法投棄防止フェンスを約100m設置し、不法投棄防止を推進します。

山梨市では、不法投棄防止パトロール員（4名）の設置、ボランティアによるパトロール隊員の増員、擬似パトカーの配備、環境監視委員の委嘱等監視体制の整備を図っています。『不法投棄をしない、させない』といった不法投棄を許さない社会の確立を目標に、啓発看板や広報等により一層の啓発活動に努めています。

甲州市では、不法投棄監視委員（7名）を設置し、随時パトロールを実施しています。また、平成18年度に不法投棄フェンス（70m）や啓発看板の設置し、不法投棄の未然防止を推進しています。加えて、市民、県、警察、郵便局員等の協力を得て、不法投棄防止のため、情報提供及び早期発見に努めています。

本地域では、今後も上記取組みを一層推進すると共に、各関係機関が連携をとりながら、不法投棄防止に努めます。

また、散乱ごみについては、広報や観光地での呼びかけにより意識啓発に努めるとともに、PTAや町内会、ボランティア団体、企業等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

ごみ処理に関しては、各市が策定または策定検討中の「震災廃棄物処理計画」の内容を踏まえ、災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を地域内及び周辺市町村間で構築します。

生活排水に関しても、各市の「震災廃棄物処理計画」を踏まえ、災害時に発生する生活排水の処理体制を実施します。仮設トイレについては、必要数を速やかに避難場所等に設置します。衛生保持等、仮設トイレの日常的な維持管理については、避難住民を中心として行います。排出されるし尿等は、適宜、甲府市衛生センター、笛吹市クリーンセンター、青木ヶ原衛生センター、山梨市環境センターし尿処理場及び甲州市環境センターし尿処理場まで運搬し、処理します。

また、各市の災害時の仮置き場を以下のとおりとします。

①甲府市	
小曲圃場	88,000 m ²
甲府市浄化センター	32,700 m ²
小曲最終処分場	14,400 m ²
増坪町最終処分場	12,870 m ²
甲府市焼却灰処分地	6,650 m ²
合計	154,620 m ²

②笛吹市	
笛吹市清流公園駐車場	5,117 m ²

③山梨市	
山梨市環境センター周辺	1,500 m ²

④甲州市	
甲州市環境センター	10,535 m ²

なお、上記で示した場所以外にも、以下に示す点を考慮しながら、仮置き場の十分な確保を検討していきます。

- 市が所有する空地
- 交通障害が発生しにくい場所
- 一時的に大量に発生する廃棄物へ対応できる十分なスペースをもった場所

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

各市は毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じては、各市、山梨県及び国による協議会を開催します。結果に対する意見交換を各関係者間で行いながら、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させます。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。